

川越市中小企業中口事業資金融資

川越市では、市内において事業を営む中小企業者に対し、経営の安定及び向上に必要な資金の融資を行っています。

【融資対象者】

- 1 中小企業者であること
- 2 事業承継の場合は、次のいずれかに該当する中小企業者であること

ア	親族内承継又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから5年未満の法人
イ	親族内承継又は役員・従業員承継により、個人から事業の引継ぎを受けようとする者又は事業の引継ぎを受けてから5年未満の者
ウ	経営者の後継者が不在の法人から事業や株式の譲渡等を受けようとする法人又は事業や株式の譲渡等を受けてから5年未満の法人
エ	後継者が不在の個人から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから5年未満の者

- 3 法人 事業所を市内に有し、同一の業種の事業を1年以上継続して営んでいること
個人 住所及び事業所を市内に有し、同一の業種の事業を1年以上継続して営んでいること
- 4 納期限が到来した市税に未納がないこと
- 5 許認可等を必要とする事業を行っている場合は、当該許認可等を受けていること

※融資条件等は、次のページをご確認ください。

<お問い合わせ>

川越市役所 産業観光部 産業振興課 商業振興担当 TEL：049-224-5934

【融資条件】

No.	融 資 条 件	内 容	備 考
1	資 金 使 途	運転資金及び設備資金（事業承継の場合は、事業承継計画書に記載の承継する事業の実施に必要な運転資金及び設備資金）※	運設併用可
2	融 資 限 度 額	総額 5, 0 0 0 万円	
3	融 資 期 間	運転資金 1 0 年（1 2 0 箇月）以内 設備資金 1 2 年（1 4 4 箇月）以内	運設併用の場合は 1 0 年以内
4	据 置 期 間	運転資金 6 箇月以内 設備資金 1 年以内	運設併用の場合は 6 箇月以内 下記 ※ 1 参照
5	返 済 方 法	分割返済	繰上返済可
6	担 保	必要に応じて徴求	
7	保 証 人	法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 個人：原則として不要	下記※ 2 参照
8	貸 付 利 率	年 1. 7 % 以内（事業承継の場合は年 1. 5 % 以内）	利子補給後の貸付利率
9	利 子 補 給 率	年 0. 1 % （事業承継の場合は年 0. 3 %）	下記※ 3 参照
1 0	保 証 料 率	1. 5 9 % 以内	下記※ 4 参照

※承継する事業の実施に不可欠である土地の取得資金を含みます。ただし、更地は対象としません。

- ※ 1 据置とは、融資期間の初回支払月から据置で設定した月数は元金の支払いが発生しないことです。（例：融資期間 6 0 箇月・据置 6 箇月の場合、元金の支払いが発生する期間は、据置 6 箇月が経過した後の 5 4 箇月となります。）
- ※ 2 経営者保証を不要とする制度等の要件を満たす場合、法人代表者の連帯保証人を不要とすることができます。
- ※ 3 市が融資取扱金融機関に対し利子補給率に応じた利子を補給することで、中小企業者の皆様の利子負担の軽減を図っています。
- ※ 4 保証料率とは、埼玉県信用保証協会に保証の対価として支払う信用保証料に係るものです。事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当し、経営者保証を提供しない場合は、0. 25% または 0. 45% が保証料に上乘せとなります。

【留意事項】

- 融資制度を利用する際には、融資取扱金融機関と融資条件等について事前に相談をしてください。
- この融資制度は、市が事業主の方に直接融資を行うものではなく、融資取扱金融機関に対し、市が融資の依頼をするものです。
- 市の融資依頼後に、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があるため、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

川越市中小企業中口事業資金融資をご利用の際は、下記の書類を提出してください。

資金使途		提出書類	補 足	法人	個人
設備資金	運転資金	融資申込書	様式第1号	○	○
		実態調査票※	融資用所定書式（新規申込みの場合）	○	○
		個人情報の提供に関する同意書	融資用所定書式（直筆・個人の実印）	○	○
		市税納税証明書（申込人・保証人）★	融資用所定書式（収税課・市民センターで証明）	○	○
		印鑑証明書（申込人・保証人）	法人：法務局 個人：市民課・市民センター	○	○
		白色申告書（写）★ 〔収支内訳書、（貸借対照表・損益計算書）〕	直近2期分 （2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可）		○
		青色申告書（写）★ 青色申告決算書（写）	直近2期分 （2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可）		○
		決算書（写）★	直近2期分 （2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可）	○	
		試算表（最新月のもの）★	決算後6箇月以上経過した場合	○	
		登記事項証明書又は商業登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	法務局、3箇月以内に発行のもの	○	
		経歴書	融資用所定書式	○	○
		許認可等（写）（許認可等が必要な事業の場合）★	記載事項が現在と不一致は不可	○	○
		受注明細書（建設業で許認可等が不要な場合）	融資用所定書式、直近3箇月分	○	○
	運転資金（事業承継の場合の追加書類）	事業承継計画書	様式第2号	○	○
		同意書	様式第3号	○	○
		法人の被承継者の登記事項証明書又は商業登記簿謄本（会社設立からの経緯が分かるもの）		○	
		被承継者に係る★の書類		○	○
		見積書（原本）	業者の押印があり、有効期限内のもの	○	○
		写真又はカタログ等	設備の内容が確認できるもの	○	○
		図面（店舗・事務所等の改修工事の場合）	工事の内容が確認できるもの	○	○
		建築確認書（写）（10㎡以上の新築・増改築の場合）	建築指導課	○	○
		賃貸借契約書（写）、同意書	賃貸借物件の場合	○	○

※実態調査票は、初めて市制度融資を利用する場合に必要となります。

※融資用所定書式の定めがある書類については、産業振興課で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます。

【融資取扱金融機関】

金融機関名	支 店 名
埼 玉 り そ な 銀 行	川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山支店・新狭山支店
三 菱 U F J 銀 行	川越支店
武 蔵 野 銀 行	川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曽支店・西上尾支店
足 利 銀 行	川越支店
八 十 二 銀 行	川越支店
東 和 銀 行	川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店
群 馬 銀 行	川越支店
埼 玉 縣 信 用 金 庫	川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野支店・坂戸支店
飯 能 信 用 金 庫	川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店
青 梅 信 用 金 庫	川越支店